

1 計画策定の趣旨

わが国では、高齢化の進行により、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7年(2025年)には後期高齢者が2,000万人を突破するといわれており、芦屋町でも、同年に、後期高齢者が2,400人を超え、総人口に占める後期高齢化率は19%を超えるものと予測されています。また、後期高齢者の増加に伴い、要介護者や認知症高齢者も増加することが予想されています。

このような中、高齢者が、住み慣れた地域での生活を継続するために、国が令和元年6月に策定した認知症施策推進大綱の理念等も踏まえ、当事者の意見を聞きながら、医療、介護、住まい、生活支援・介護予防が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化を進めていく必要があります。

さらに、令和22年度(2040年度)には高齢者人口が4,000万人に迫ると予想されており、現役世代人口が減少する中での社会活力の維持向上のため、高齢者の多様な就労・社会参加、健康寿命延伸、医療・福祉サービス改革への取組みが求められています。

芦屋町では、これら諸課題への対応を進めるため、平成12年3月に、高齢者総合保健福祉計画を策定し、平成24年に名称を高齢者福祉計画に改称しながら、3年毎に見直しを行っています。

令和6年3月末をもって、現在の第8期高齢者福祉計画が終了するため、当該計画に掲げている施策の実施状況や効果を検証し、さらに福岡県高齢者保健福祉計画や福岡県介護保険広域連合が策定する第9期介護保険事業計画との整合性を図りながら、「地域包括ケアシステム」の推進を図るため、第9期高齢者福祉計画の策定を行うものです。

2 計画の位置づけ

策定する計画は、老人福祉法第20条の8に基づく老人(高齢者)福祉計画であり、介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画と一体のものとして策定するものとされています。そのため、福岡県介護保険広域連合(以下「介護保険広域連合」という。)が策定する第9期介護保険事業計画と一体的に作成しつつ、福岡県が策定する第10次福岡県高齢者保健福祉計画及び町の関連計画との調和も図ります。



